

連 絡 書 (No. 15)

令和2年1月30日

市内 居宅介護支援事業所 御中

居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置について

日頃より、介護保険制度の運営にご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成30年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の管理者の要件を見直し、主任介護支援専門員であることとする一方で、令和2年度末までは、その適用を猶予するとの経過措置が設けられました。

今般、令和2年1月24日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会にて、経過措置を一部延長する方針が示されましたので、その資料を情報提供いたします。

なお、この内容に沿って厚生労働省令が改正された際には、「所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を同様に改正する予定であることを申し添えます。

【概要】

1. 経過措置期限の一部延長について

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

なお、これにより、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されず、同日以降に新たに管理者になる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員が求められることとなる。

2. 令和3年度以降の配慮措置について

令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届け出た場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件を1年間猶予することとするとともに、当該地域に他の居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することが出来るようにする。

以上

所沢市介護保険課 事業者管理担当
TEL : 04 (2998) 9420